

# 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和3年度武雄河川事務所管内不動産鑑定評価業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 武雄河川事務所長 藤本 幸司 佐賀県武雄市武雄町大字昭和745
契約締結日	令和3年4月23日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社栄城不動産鑑定事務所 佐賀県佐賀市城内2丁目7番9号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,913,900-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥2,913,900-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	年間予定額 2,913,900円 (単価契約)

## 契 約 理 由 書

1. 件 名 令和3年度武雄河川事務所管内不動産鑑定評価業務

2. 履 行 場 所 武雄河川事務所管内

3. 契約の相手方 名称：株式会社栄城不動産鑑定事務所  
住所：佐賀県佐賀市城内2丁目7番9号  
電話：0952-28-1123

4. 契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令102条の4第三号

5. 当該工事（業務）の目的・内容及び契約に付する理由

1) 当該工事（業務）の目的

国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準及び同訓令の運用方針に定めるところにより適正な補償を行うための基礎資料として、九州地方整備局用地事務取扱細則第9条の規定により土地の鑑定評価を得るものである。

2) 工事（業務）の内容

当該業務は、武雄河川事務所管内の必要な土地の取得価格の算定を行うにあたり、算定価格の妥当性を検証するうえでの参考資料として不動産の鑑定及びこれに付随する関係書類の作成等を行うものである。

3) 契約に付する理由

本業務は、企画競争の実施についての通達に基づき企画提案書を公募し、調査審議の結果、企画競争実施に関する提案内容における企画提案の的確性において、株式会社栄城不動産鑑定事務所が優位と評価、委託するにあたって最適業者と判断し、特定した。

このため、本業務は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第三号により、株式会社栄城不動産鑑定事務所と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)

用地課長